

SOFTIC賛助会員セミナー クラウド特別企画

⑥EC電子決済

クレジットカード決済、決済代行サービスを中心に

2012.6.26

赤尾・花崎法律事務所 弁護士 赤尾太郎

E-mail: akao@akaohanazaki-law.jp

本日のセミナーの目的

実際のビジネスシーンで決済代行サービスに関する法的問題を検討する際に手助けとなる基礎的な知識や着眼点を修得する。

Cf. ビジネスシーンの例

- ・決済代行サービスを自社が利用する場合
- ・自社が参加するビジネススキームに決済代行サービスを組み込む場合
(決済代行業者がプレイヤーに加わる場合)

本日の講義の構成

1. 決済代行サービスとは？
2. クレジットカード決済の法律構成、契約スキーム、関係法令
3. クレジットカード決済分野における決済代行サービスの契約スキームの例
4. 決済代行サービスを利用するメリットと注意事項
5. 決済代行サービスと「為替取引」規制

1. 決済代行サービスとは？

1) 法令上、一般的な定義はない。

いわゆる決済代行サービス

2) 包括的・網羅的な根拠法令・規制法令はない。

契約ベース

- ・契約自由の原則
- ・業者によって、決済方法によって、サービスの内容や提供条件は多様。
- ・決済方法ごと、場面ごとに関係する法令は異なり得る。

参入は原則として自由

Cf.クレジットカード決済分野で任意の登録制度(消費者庁)

1. 決済代行サービスとは？

3) “決済”を代行するのか？

- ・“**決済**”とは？

- ①金銭債権・債務の清算(消滅)それ自体を指す場合
支払による消滅 …支払決済、資金決済
相殺、免除、消滅時効などによる消滅
- ②本来の(狭義の)決済に至るプロセスまで含む場合

- ・決済それ自体を生じさせること(購入者側の代金支払の代行など)はサービス内容に含まれないことが多い。
- ・販売業者側の業務代行であることが多い。
→適切なネーミングではない。

1. 決済代行サービスとは？

4) IT系のサービス・業務

- ① 決済関連の(オンライン)データ処理サービス
- ② ソフトウェアベンダー ソフトウェアの開発・提供とライセンス供与

5) 契約締結や資金授受にかかわるサービス・業務

例. 販売業者とクレジットカード会社、電子マネー発行・償還業者などとの間の契約締結に関して、販売業者を代理する業務

例. クレジットカード会社、電子マネー発行・償還業者から販売業者への支払(資金授受)それ自体に関与

6) その他？

2. クレジットカード決済の法律構成、契約スキーム、関係法令

1) クレジットカード決済の法律構成

法令で画一的に定められているわけではない。 → 契約ベース

例 **債権譲渡**構成(商品代金債権の買取:有償譲渡)

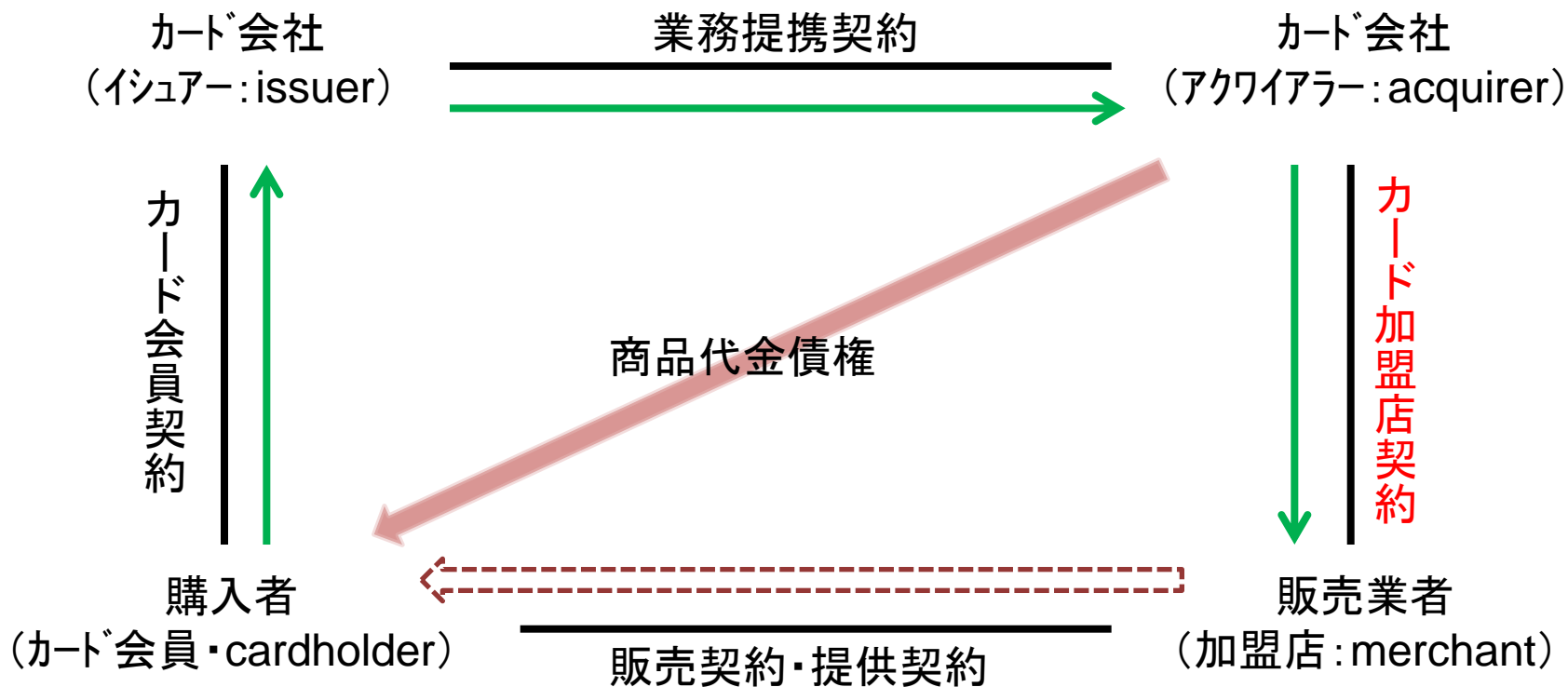
- ・債権譲渡は原則として自由
- ・対抗要件 債務者への通知又は債務者の承諾
- ・(通常は)譲受人へ代金が支払われて初めて決済が生じる。

例 代金の**立替払い**

- ・第三者による弁済 債務者の同意
 - ・弁済による代位 債権者の同意
- (通常は)代位者へ代金が支払われて初めて決済が生じる。

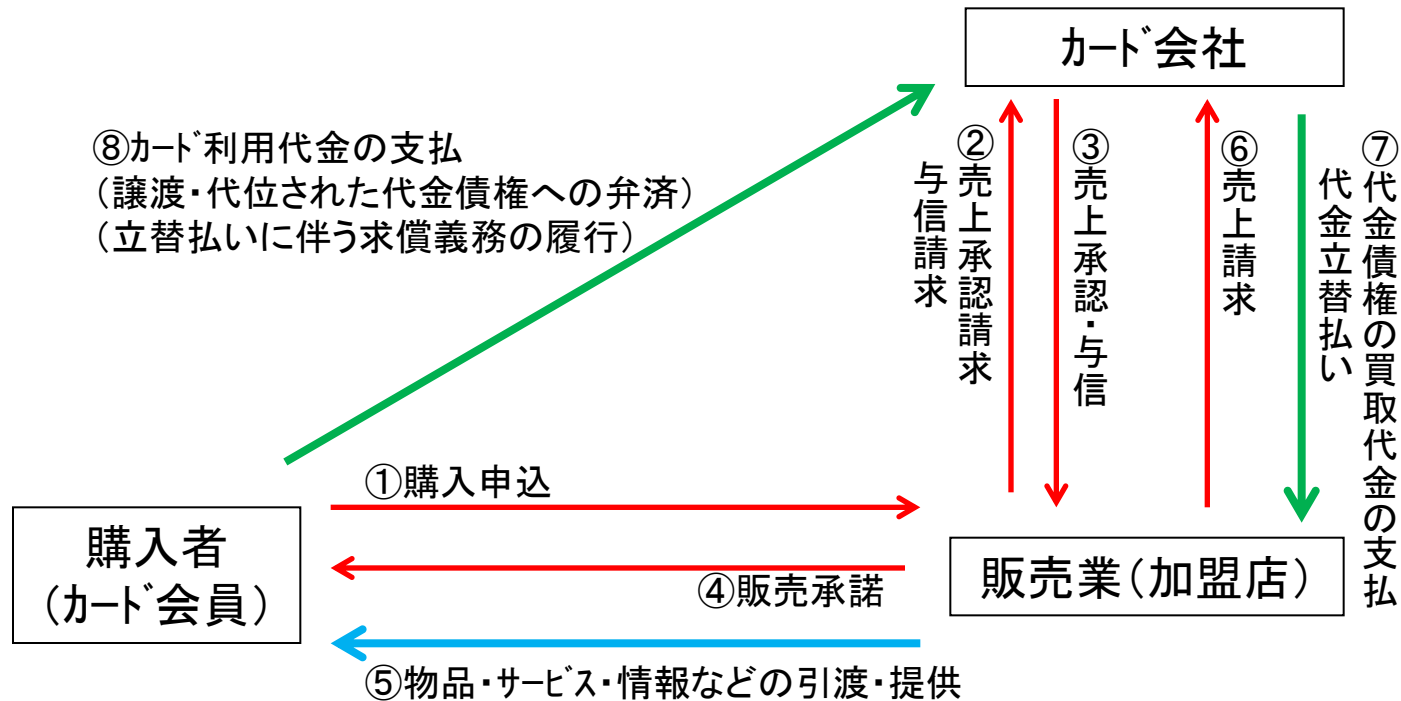
2. クレジットカード決済の法律構成、契約スキーム、関係法令

2) クレジットカード決済の契約スキーム



2. クレジットカード決済の法律構成、契約スキーム、関係法令

3) クレジットカード決済のプロセスの概要 ～電子商取引を想定して～



2. クレジットカード決済の法律構成、契約スキーム、関係法令

4) クレジットカード決済の関係法令

・割賦販売法

クレジットカード決済の法律構成を定義してはいない。

イシューに対する規制

参入規制 「包括信用購入あつせん」業につき免許制

行為規制

民事ルール

クレジットカード番号等の適切な管理

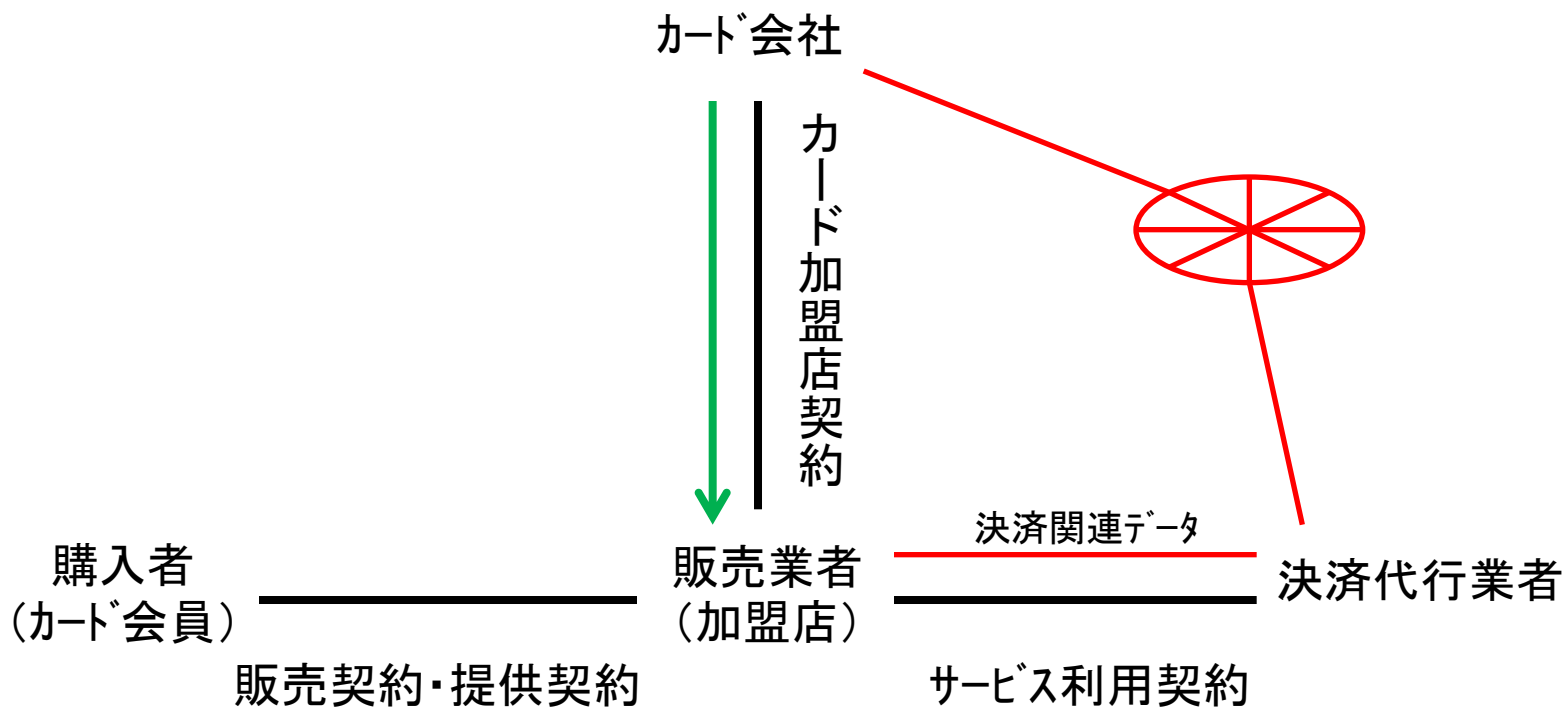
加盟店に対する規制

決済代行業者を直接規制しているわけではない。

・その他

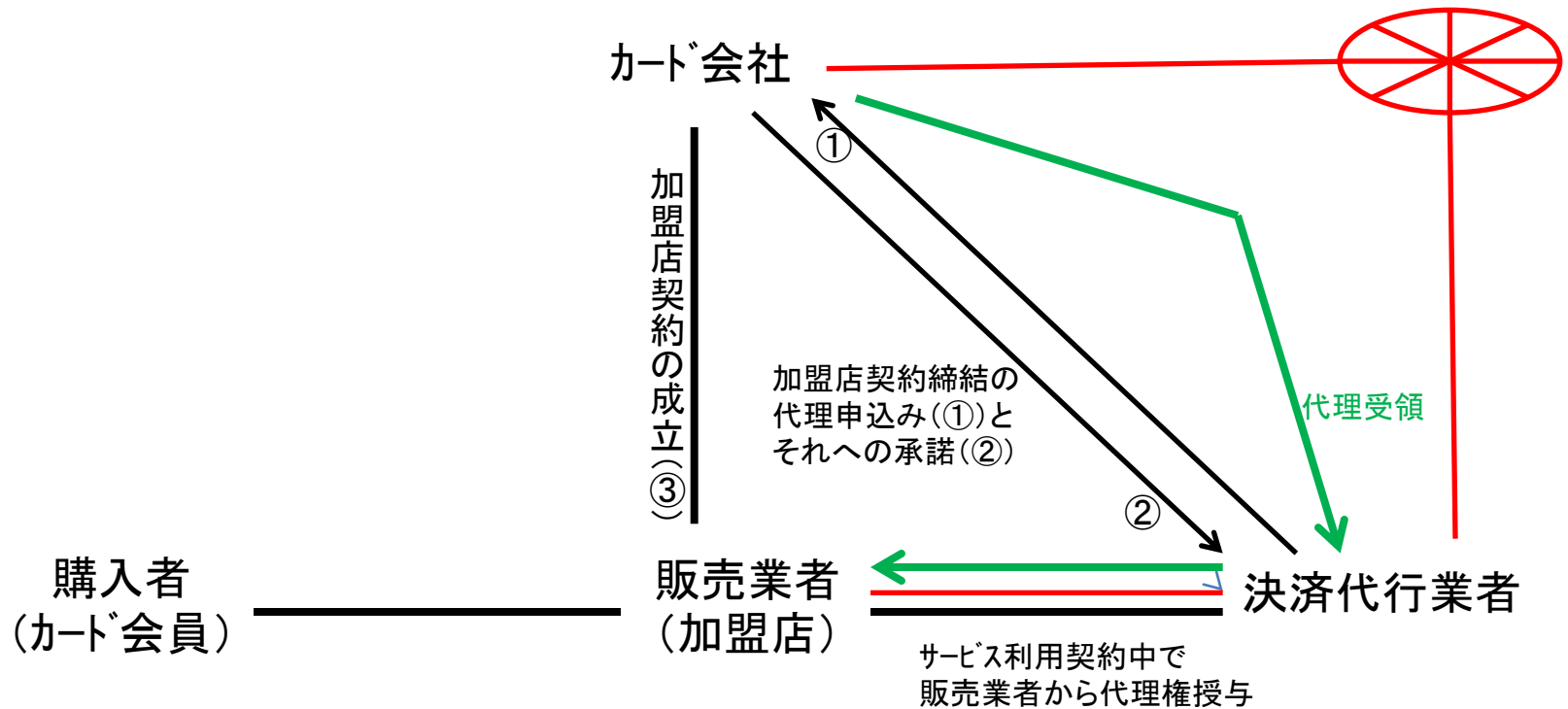
3. クレジットカード決済分野における 決済代行サービスの契約スキームの例

1) 直接契約モデル



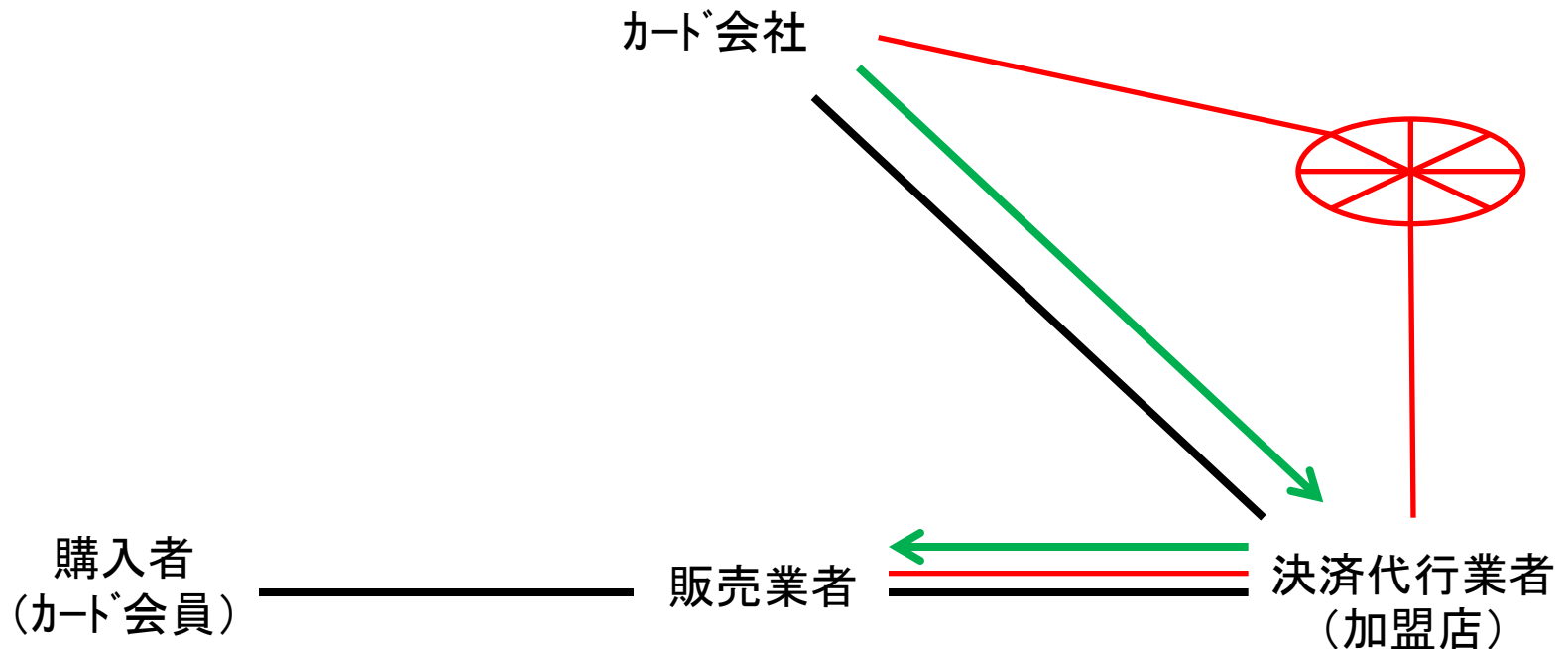
3. クレジットカード決済分野における 決済代行サービスの契約スキームの例

2) 代理締結モデル、代理受領モデル



3. クレジットカード決済分野における 決済代行サービスの契約スキームの例

3) 自ら加盟店モデル



4. 決済代行サービスを利用するメリットと注意事項

1) 基本は業務委託(契約)

加盟店契約における第三者への業務委託禁止との関係に注意

2) 利用のメリット

- ・システム開発の時間・労力・費用の削減

 - 決済関連データのデータ処理システム

 - 決済関連データについてのセキュリティ確保

- ・代理締結モデルの場合

 - 加盟店契約締結のための事務コストの削減

 - カード会社等の決済事業者へ支払う手数料等は？

4. 決済代行サービスを利用するメリットと注意事項

3) 契約内容、サービス内容をよく検討し、明確に把握する。

- ・契約スキームはどのモデルに近いか？
- ・自社のニーズに合致しているか？
- ・サービス内容はカスタマイズ可能か？ カスタマイズの費用は？
- ・自社が自ら行うべき業務として何が残るのか？
- ・決済代行業者の免責事項を精査する。

4) データ処理サービスの部分

→クラウドサービスの利用に関する注意点を参照のこと。

4. 決済代行サービスを利用するメリットと注意事項

5) 代理締結モデルのサービスに関しては

- ①カード会社との間の加盟店契約の成立は保証されないはず。
- ②**契約は1個ではない**。相手方、対価支払先の異同に注意。

- ・決済代行業者との間の契約

 - 決済代行サービスの利用を目的とした契約

 - 決済代行サービスの利用対価 …決済代行業者に対する支払義務

- ・カード会社との間の加盟店契約

 - 商品代金債権の買取、立替払いを目的とした契約

 - 買取手数料、立替払い手数料 …カード会社に対する支払義務

Cf. 電子マネー、コンビニ収納などクレジットカード決済以外の決済方法もサポートしている代理締結モデルの決済代行サービスを利用する場合

4. 決済代行サービスを利用するメリットと注意事項

5) 代理締結モデルのサービスに関しては

③ 加盟店契約の当事者意識が希薄化しないよう注意する。

加盟店契約や販売・提供契約を遵守する義務と責任はあくまで自社にある。当該義務を履行するために決済代行サービスを利用するに過ぎない。決済代行業者の作為・不作為に起因する当該契約の不履行の責任を負うのは自社。

④ 代理締結される加盟店契約の内容を事前に精査する。

- ・商品広告における表示義務、購入希望者への説明義務
- ・代金債権買取・代金立替払いの拒絶事由
- ・支払済み買取代金・立替払金の返還請求(チャージバック)

4. 決済代行サービスを利用するメリットと注意事項

6) 代理受領モデルのサービスに関しては

- ① 代金回収それ自体は保証されていない(サービス内容になっていない)はず。
 - ・ 弁護士法、サービス法による規制
 - ・ カード会社の不払い・チャージバックで決済代行業者は契約違反にならないはず。
- ② 決済代行業者の破綻リスク、決済代行業者による資金流用・盗用のリスクがある。
- ③ 銀行法による「為替取引」規制に違反していないかチェックする。

ビジネススキーム・契約スキームの全体を実態に即して検討する必要がある。

5. 決済代行サービスと「為替取引」規制

1) 銀行法による「為替取引」規制

- ・「銀行業」に含まれ(2Ⅱ)、免許制(4Ⅰ)。違反には刑事罰(61①)。
- ・「為替取引を行うこと」とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」(最高裁判所平成13年3月12日決定。いわゆる地下銀行を利用した海外送金事案についての刑事裁判での判断)

2) 資金授受に関与する決済代行サービスは銀行法違反か？

- ・違反する(「為替取引」該当)とみる説vs違反しない(非該当)とみる説
- ・最高裁判所の判断は示されておらず、リスクは残っている。

3) 資金決済法に基づく「資金移動業」の登録

- ・「為替取引」規制のsafe harbor